

2023年1月26日

国民年金法施行令等の改正(2022年1月1日施行)に伴う約款の改定

2022年1月1日付で、国民年金法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第303号)により、国民年金法施行令(別表)に定める「眼の障害」の認定基準について改正が行われました。当該改正に伴い、約款の改定を行います。

なお、本改定によりお客さまに不利益が生じることや、本改定に伴う必要なお手続きはございません。

1. 主な改定内容

- (1) 「別表 就労不能状態」の改定
 - ・視力障害については、良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「両眼の視力の和」から 「良い方の眼の視力」による認定基準に変更します。
 - ・視野障害については、これまでのゴールドマン型視野計に基づく認定基準に加えて、現在広く普及している自動視野計に基づく認定基準を設けます。
- (2) 糖尿病についての支払事由等の改定
 - ・視力障害については、良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「両眼の視力の和」から 「良い方の眼の視力」による認定基準に変更します。

2. 対象となる保険種類

対象となる主契約・特約は以下の通りです。

対象となる保険種類	該当ページ
(1) 総合生活障害保障保険	P. 2
(2) 無解約返戻金型総合生活障害保障保険	P. 2 · 3
(3) 医療用総合生活障害保障特約	P. 3 • 4
(4) 医療用保険料免除特約	P. 4
(5) 七大疾病・就労不能保険料免除特約	P. 5
(6) 無解約返戻金型就労不能保障特約	P. 5 • 6
(7) 無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約	P. 6

3. 改定日

契約日が 2023 年 3 月 2 日以降、改定後の約款を適用します。

※契約日が2023年3月1日以前のご契約については、2023年3月2日以降に発生した支払事由等について適用します。

4. 保険種類ごとの条文変更箇所

約款の改定箇所を抜粋して表示しています。改定箇所は下線部分です。

(1) 総合生活障害保障保険

第2条(保険金および給付金の支払)第1項

(6) 糖尿病

被保険者が責任開始期以後に、別表2に定める糖尿病(以下「糖尿病」といいます。)を発病し、つぎのいずれかに該当したとき

- ① 糖尿病により別表 2 に定める糖尿病性網膜症(以下「糖尿病性網膜症」といいます。)を発病し、その治療を直接の目的として、病院または診療所(別表 3)において、網膜または硝子体に対する手術を初めて受けたとき。ただし、糖尿病性網膜症により、別表 5 に定める視力の測定方法に基づき、つぎのいずれかの状態に該当し、回復の見込みがないと医師によって診断された場合は、手術を初めて受けたものとみなします。
 - (ア) 視力の良い方の眼の視力が初めて0.07以下のもの
 - (4) 視力の良い方の眼の視力が初めて0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- ② 糖尿病により上肢または下肢に生じた別表2に定める糖尿病性壊疽(以下「糖尿病性壊疽」といいます。)の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表3)において、1手の1手指以上または1 足の1足指以上について別表5に定める切断術を受けたとき

別表 6 就労不能状態 備考

- 3. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 「両眼の視力に著しい障害を残す状態」とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。
 - ① 視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの
 - ② 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
 - (2) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は含みません。
 - (4) 視力が0.01に満たないもののうち、明暗弁のものまたは手動弁のものは視力0として計算し、指数弁のものは0.01として計算します。
- 4. 眼の障害(視野障害)
 - (1) 「両眼の視野に著しい障害を残す状態」とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。
 - ① I/2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの
 - ② ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
 - ③ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点 以下のもの
 - (2) 視野は、ゴールドマン型視野計または自動視野計を用いて測定します。
 - (3) 眼瞼下垂による視野障害は含みません。

(2)無解約返戻金型総合生活障害保障保険

第2条(保険金の支払)第1項

(6) 糖尿病

被保険者が責任開始期以後に、別表2に定める糖尿病(以下「糖尿病」といいます。)を発病し、つぎのいずれかに該当したとき

- ① 糖尿病により別表2に定める糖尿病性網膜症(以下「糖尿病性網膜症」といいます。)を発病し、その治療を直接の目的として、病院または診療所(別表3)において、網膜または硝子体に対する手術を初めて受けたとき。ただし、糖尿病性網膜症により、別表5に定める視力の測定方法に基づき、つぎのいずれかの状態に該当し、回復の見込みがないと医師によって診断された場合は、手術を初めて受けたものとみなします。
 - (ア) 視力の良い方の眼の視力が初めて0.07以下のもの
 - (イ) 視力の良い方の眼の視力が初めて0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの

② 糖尿病により上肢または下肢に生じた別表2に定める糖尿病性壊疽(以下「糖尿病性壊疽」といいます。)の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表3)において、1手の1手指以上または1足の1足指以上について別表5に定める切断術を受けたとき

別表 6 就労不能状態 備考

- 3. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 「両眼の視力に著しい障害を残す状態」とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。
 - ① 視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの
 - ② 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
 - (2) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は含みません。
 - (4) 視力が0.01に満たないもののうち、明暗弁のものまたは手動弁のものは視力0として計算し、指数弁のものは0.01として計算します。
- 4. 眼の障害 (視野障害)
 - (1) 「両眼の視野に著しい障害を残す状態」とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。
 - ① I/2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの
 - ② ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I/2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
 - ③ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点 以下のもの
 - (2) 視野は、ゴールドマン型視野計または自動視野計を用いて測定します。
 - (3) 眼瞼下垂による視野障害は含みません。

(3) 医療用総合生活障害保障特約

第3条(総合生活障害年金の支払)第1項

(6) 糖尿病

被保険者がこの特約の責任開始期以後に、別表2に定める糖尿病(以下「糖尿病」といいます。)を発病し、つぎのいずれかに該当したとき

- ① 糖尿病により別表2に定める糖尿病性網膜症(以下「糖尿病性網膜症」といいます。)を発病し、その治療を直接の目的として、病院または診療所(別表3)において、網膜または硝子体に対する手術を初めて受けたとき。<u>ただし、</u>糖尿病性網膜症により、別表5に定める視力の測定方法に<u>基づき、つぎのいずれかの状態に該当し、</u>回復の見込みがないと医師によって診断された<u>場合</u>は、手術を初めて受けたものとみなします。
 - (ア) 視力の良い方の眼の視力が初めて0.07以下のもの
 - (イ) 視力の良い方の眼の視力が初めて0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- ② 糖尿病により上肢または下肢に生じた別表2に定める糖尿病性壊疽(以下「糖尿病性壊疽」といいます。)の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表3)において、1手の1手指以上または1 足の1足指以上について別表5に定める切断術を受けたとき

別表 6 就労不能状態 備考

- 3. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 「両眼の視力に著しい障害を残す状態」とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。
 - ① 視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの
 - ② 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
 - (2) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は含みません。
 - (4) 視力が0.01に満たないもののうち、明暗弁のものまたは手動弁のものは視力0として計算し、指数弁のものは0.01として計算します。

- 4. 眼の障害(視野障害)
 - (1) 「両眼の視野に著しい障害を残す状態」とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。
 - ① I/2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの
 - ② <u>ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度</u>の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
 - ③ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点 以下のもの
 - (2) 視野は、ゴールドマン型視野計または自動視野計を用いて測定します。
 - (3) 眼瞼下垂による視野障害は含みません。

(4) 医療用保険料免除特約

第2条(保険料の払込の免除) 第1項

(6) 糖尿病

被保険者がこの特約の責任開始期以後に、別表2に定める糖尿病(以下「糖尿病」といいます。)を発病し、つぎのいずれかに該当したとき

- ① 糖尿病により別表 2 に定める糖尿病性網膜症(以下「糖尿病性網膜症」といいます。)を発病し、その治療を直接の目的として、病院または診療所において、網膜または硝子体に対する手術を初めて受けたとき。ただし、糖尿病性網膜症により、別表 6 に定める視力の測定方法に基づき、つぎのいずれかの 状態に該当し、回復の見込みがないと医師によって診断された場合は、手術を初めて受けたものとみなします。
 - (ア) 視力の良い方の眼の視力が初めて0.07以下のもの
 - (4) 視力の良い方の眼の視力が初めて0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- ② 糖尿病により上肢または下肢に生じた別表2に定める糖尿病性壊疽(以下「糖尿病性壊疽」といいます。)の治療を直接の目的として、病院または診療所において、1手の1手指以上または1足の1足指以上について別表6に定める切断術を受けたとき

別表7 就労不能状態 備考

- 3. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 「両眼の視力に著しい障害を残す状態」とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。
 - ① 視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの
 - ② 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
 - (2) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は含みません。
 - (4) 視力が0.01に満たないもののうち、明暗弁のものまたは手動弁のものは視力0として計算し、指数弁のものは0.01として計算します。
- 4. 眼の障害(視野障害)
 - (1) 「両眼の視野に著しい障害を残す状態」とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。
 - ① I/2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの
 - ② ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I/2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
 - ③ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点 以下のもの
 - (2) 視野は、ゴールドマン型視野計または自動視野計を用いて測定します。
 - (3) 眼瞼下垂による視野障害は含みません。

(5) 七大疾病·就労不能保険料免除特約

第2条(保険料の払込の免除)第1項

(6) 糖尿病

被保険者がこの特約の責任開始期以後に、別表2に定める糖尿病(以下「糖尿病」といいます。)を発病し、つぎのいずれかに該当したとき

- ① 糖尿病により別表 2 に定める糖尿病性網膜症(以下「糖尿病性網膜症」といいます。)を発病し、その治療を直接の目的として、病院または診療所(別表 3)において、網膜または硝子体に対する手術を初めて受けたとき。ただし、糖尿病性網膜症により、別表 5 に定める視力の測定方法に基づき、つぎのいずれかの状態に該当し、回復の見込みがないと医師によって診断された場合は、手術を初めて受けたものとみなします。
 - (ア) 視力の良い方の眼の視力が初めて0.07以下のもの
 - (イ) 視力の良い方の眼の視力が初めて0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- ② 糖尿病により上肢または下肢に生じた別表2に定める糖尿病性壊疽(以下「糖尿病性壊疽」といいます。)の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表3)において、1手の1手指以上または1 足の1足指以上について別表5に定める切断術を受けたとき

別表 6 就労不能状態 備考

- 3. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 「両眼の視力に著しい障害を残す状態」とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。
 - ① 視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの
 - ② 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
 - (2) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は含みません。
 - (4) 視力が0.01に満たないもののうち、明暗弁のものまたは手動弁のものは視力0として計算し、指数弁のものは0.01として計算します。
- 4. 眼の障害(視野障害)
 - (1) 「両眼の視野に著しい障害を残す状態」とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。
 - ① I/2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの
 - ② ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
 - ③ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
 - (2) 視野は、ゴールドマン型視野計または自動視野計を用いて測定します。
 - (3) 眼瞼下垂による視野障害は含みません。

(6)無解約返戻金型就労不能保障特約

別表 2 就労不能状態 備考

- 3. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 「両眼の視力に著しい障害を残す状態」とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。
 - ① 視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの
 - ② 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
 - (2) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は含みません。
 - (4) 視力が0.01に満たないもののうち、明暗弁のものまたは手動弁のものは視力0として計算し、指数弁のものは0.01として計算します。
- 4. 眼の障害 (視野障害)
 - (1) 「両眼の視野に著しい障害を残す状態」とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。

- ① I/2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの
- ② ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I/2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
- ③ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点 以下のもの
- (2) 視野は、ゴールドマン型視野計または自動視野計を用いて測定します。
- (3) 眼瞼下垂による視野障害は含みません。

(7)無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約

第3条(生活サポート年金の支払) 第1項

(6) 糖尿病

被保険者がこの特約の責任開始期以後に、別表2に定める糖尿病(以下「糖尿病」といいます。)を発病し、つぎのいずれかに該当したとき

- ① 糖尿病により別表2に定める糖尿病性網膜症(以下「糖尿病性網膜症」といいます。)を発病し、その治療を直接の目的として、病院または診療所(別表3)において、網膜または硝子体に対する手術を初めて受けたとき。ただし、糖尿病性網膜症により、別表5に定める視力の測定方法に基づき、つぎのいずれかの状態に該当し、回復の見込みがないと医師によって診断された場合は、手術を初めて受けたものとみなします。
 - (ア) 視力の良い方の眼の視力が初めて0.07以下のもの
 - (イ) 視力の良い方の眼の視力が初めて0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- ② 糖尿病により上肢または下肢に生じた別表2に定める糖尿病性壊疽(以下「糖尿病性壊疽」といいます。)の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表3)において、1手の1手指以上または1 足の1足指以上について別表5に定める切断術を受けたとき

以上

【本件に関するお問い合わせ】

SOMPOひまわり生命保険株式会社

広報部 森谷

TEL: 03-6742-2030

E-mail: koho_communication@himawari-life.co.jp